

弁護士の

# 法律ケミカル ピーリング

～ひと皮むけば「そうだったのか!」～

田邊 昇 (中村・平井・田邊法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)

法律・裁判・訴訟、むずかしい…って思いませんか？

医師で弁護士でもある田邊先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議、なんだかつつきやすくなりました。どうぞお気軽に、お気軽に、読んでみてください！

## 第23回 医療事故調査制度

美容に限らず、人の身体に対していろいろやっていると、意外な現象が起こることがある。うすーいフルーツ酸でピーリングを続けていて、他の患者は一人も問題なく、たいした紅斑もできたことがなく、その患者も今まで何度もやってきてまったく問題なかったのに、ある日、水泡ができて、どうしてくれると怖い人が一緒についてくる。果ては、「いまさらこんなしわくちゃ顔どうでもいいんだけど、気持ちいいのよね～」と言っていた高齢者にホットパックをしていたら、息が止まっていたとか、もし実際にあったら眠れない事態である。

「責任を取れ」「誠意を見せろ」といった金銭請求はもちろんクレームの中心であるが、「なぜこんなことになったのか知りたい」と言ってくることもある。もちろん、責任追及の口実に過ぎない場合が多いが(医療訴訟において、第三者鑑定などで落ち度がないことが明白になり、原因も医療機関の説明通りと判明しても、患者側は通常は納得しない。所詮は金と恨みの医療訴訟である)、ピーリング試薬の濃度を間違えたのか、自分の体質が変わったのかがはっきりしないと今後のことに困るというのは理解できる。

そんな場合、病院などでは事故調査委員会とか医療安全委員会などを開いて、原因分析などを行う仕組みになっていることは、病院勤めの形成外科医や美容皮膚科医の先生方ならいままで経験しているだろう。



医療事故調査については、患者側、とくに患者側の弁護士は、訴訟の材料探し(再発防止案イコール訴状での「過失」となる)になるし、医師側にとっては、警察がでっち上げで医療ミスに仕立てるのを防ぎたいという同床異夢で制度化が行われた。平成26年6月18日に医療法の改正で成立し、私もメンバーであった厚労省「医療事故調査制度の施行に関わる検討部会」により施行規則が作られ、平成27年10月1日から施行されている。

いまだに「医療事故」という言葉は、いろいろな人が好き勝手言っているが、この法改正で法律上明確に定義された。医療機関の負担を考慮して死亡事故に限定されている。そして、医療事故が発生した場合には、まず医療事故調査・支援センターなる民間機関に第1報の報告をして、院内で調査を行う。

院内調査は、厚労省のQ&Aでは外部委員を入れると書いてあるが、法律にも省令にも記載されていない。ただ、実務上、入れておかないと医療事故調査・支援センターが再調査するとかいって介入してくるので入れておいたほうが無難とされる。一般的には各都道府県の医師会なんか外部委員を調達することになっている。

そこで院内で原因とか再発防止に向けたことを検討して報告書をつくって、それをこのセンターに送る。そして遺族にはこういうような結論でしたと説明することになっている。ここで、この報告書をそのまま遺族に渡すのかというところで厚労省の委員会でもめた。私はそんなのそのまま渡したら何に使うかわからないんだから、それはやめたほうがいいだろうと言ったが、病院団体や患者側の団体なんかは交付するべきだと言っていた。結局は努力義務で落としたのだが、一苦勞であった。



一応院内の調査報告書をつくって、医療事故調査・支援センターに提出するとともに、その概要は遺族に説明することになる。遺族のほうは、報告書を見ればもちろん、病院の調査結果の説明を聞いて、「こんなのはやむを得ない合併症だ？ ばかやろう、医療ミスに決まっているだろう」なんて思うと、この医療事故調査・支援センターのほうにもう一度きっちり調べてくださいと依頼ができることになっている。実際には、それに応えて再調査するケースは少ない。しかし、再調査の費用は非常に安いお金(2万円である)でできることになっている。裁判での鑑定申し立ては50万円程度の予納金が必要であるのに比較して、あまりに低額である。病院に自分で自分の首を絞める縄をなわせ、それでも足りなければ、タダ同然に病院や医師の首を落とす戎を買うことができるという制度である。

再調査の場合、医療事故調査・支援センターは病院に対して、あれ出せ、これ出せ、こいつちょっと話を聞かせろということをやって、独自報告書をつくって、遺族に報告書を渡すことになっている。それで遺族のほうにそれを持って警察に行っても、別に仕方ないよねという話である。厚労省の検討部会で、私はそのようなことがない仕組みが不可欠と力説したが、医療側を称する弁護士のなかにも、医療の刑事事件化を容認する者もあり、食い止めることはできていない。

まとめると、事故になると外部委員を医療機関の負担で呼んで、調査義務がある。それで報告書をつくらなきゃいけない。遺族は何かあるとセンターに再調査依頼ができて、こういった報告書はセンターのもの